

会 誌 編 集 規 程

平成 21 年 6 月 10 日制定

第 1 条（目的）

國學院大學漫画文化研究会（以下、本会という）は、本会の目的を達成し、研究内容を広く発表するために会誌を発行する。

第 2 条（会誌の名称）

本会の会誌は「漫画文化」と称する。

第 3 条（原稿の種類）

原稿の種類は、以下のとおりとする。

（1）研究論文

主題に対して理論的または実証的に研究した成果を客観的に論述した著作で、独創性があり、目的・方法・結論等が明記されており、学術的に価値ある内容を含むもの。

（2）研究ノート

研究としては未完成の段階であっても、内容や研究方法に公表の価値がある新しい知見や意義ある考察を含む著作で、論理的に整理された記述になっているもの。

（3）書評・レビュー

マンガ研究を内容とする図書・催事企画などの批評。マンガ作品そのものについての批評。

第 4 条（原稿の文字数）

各原稿の文字数は以下のとおりとする。

（1）研究論文 原稿用紙 25 枚～30 枚

（2）研究ノート 原稿用紙 10 枚～20 枚

（3）書評・レビュー 原稿用紙 5 枚～10 枚

第 5 条（原稿の投稿資格）

投稿資格は、本会会員であることとする。

第 6 条（寄稿）

編集委員は、寄稿を会員以外のものに求めることができる。寄稿についても、原則としては、本規程に従うものとする。

第 7 条（編集委員会）

（1）本会に編集委員を置く

（2）編集委員は、「漫画文化」の発行作業、編集作業等、会誌に関する庶務を処理し決定する。

第 8 条（年間の発行数）

（1）会誌は、春および冬の年間 2 回発行する。

（2）春号は、年度の研究テーマに基づいた論文を中心とした特集号とする。

（3）秋号は、自由投稿論文で構成する。

第 9 条（発行に関する事務の取り扱い）

原稿の執筆要領等、発行に関する事案については、編集委員会の決定による。

第 10 条（附則）

1 本規程は運営委員会の審議・議決によって改正される。

2 本規程は平成 21 年 6 月 10 日の運営委員会によって成立し、施行された。